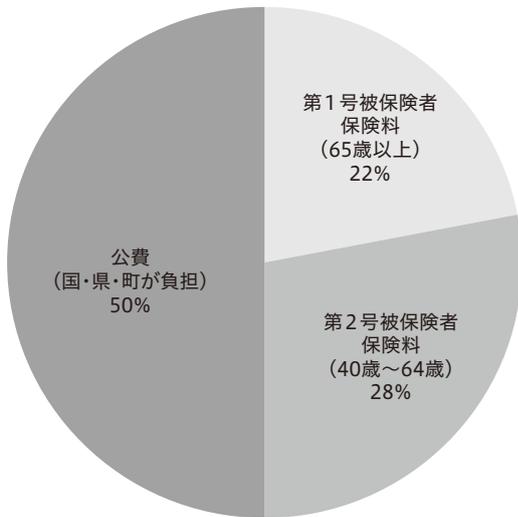


平成27年4月からの保険料

所得段階	本人等の状況	月額	想定される被保険者数(概数)
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金等収入80万円以下	2,502円 (軽減後の金額)	600人
第2段階	・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金等収入が80万円を超え120万円以下	4,170円 (平成29年度軽減予定)	210人
第3段階	・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金等収入が120万円を超える	4,170円 (平成29年度軽減予定)	170人
第4段階	・本人が町民税非課税(世帯には課税者がいる)かつ本人年金等収入80万円以下	5,004円	1,010人
第5段階(基準)	・本人が町民税非課税(世帯には課税者がいる)かつ本人年金等収入80万円を超える	5,560円	500人
第6段階	・本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	6,672円	400人
第7段階	・本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満	7,228円	260人
第8段階	・本人が町民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満	8,340円	100人
第9段階	・本人が町民税課税かつ合計所得金額が290万円以上	9,452円	80人

介護保険の財源



小野町高齢福祉サービス推進協議会(佐藤次男会長)の様子

第1号被保険者(65歳以上)保険料の納め方

◆年金の年額が18万円以上の方
年金定期払いの時に天引きされます(特別徴収)。

◆年金の年額が18万円未満の方
町が送る納付書によって個別に収めます(普通徴収。口座振替が便利です)。

第2号被保険者(40歳から64歳までの方)保険料の納め方

加入している医療保険によって異なりますが、国民健康保険税や給与から差し引かれるかたちで納めます。

制度改正

平成27年4月と8月から介護保険制度のさまざまな改正が行われます。詳しくは広報おのまち5月号でお知らせします。

健康福祉課

7216934

小野町地域包括支援センター
7212128